

# 古代記念物、遺物、芸術品及び国立博物館法、B.E. 2504\*に基づき公布される省令No. 6 ( B.E. 2504年 )

古代記念物、遺物、芸術品及び国立博物館法、B.E. 2504、第6条及び第2条により、教育大臣はここに以下の通り省令を公布する。

第1条 バンコク国立博物館への入館者は、日曜日、祭日、又は長官が入場料を無料にするのが適切と考える特別の機会を除き、1回につき1人5パーツの入場料を支払わなければならない。

第2条 Changwad Phra Nakhorn Sri Ayudhya、Changwad Lopburi 及びChangwad Sukhothaiの国立博物館への入館者は、祭日と重なる土曜日、日曜日、又は長官が入場料を無料にするのが適切と考える特別の機会を除き、土曜日及び日曜日の入場1回毎に1人2パーツの入場料を支払わなければならない。

第3条 次の国立博物館入館者は、入場料を免除されるものとする。

- (1) 僧侶及び修行僧
- (2) 教師に監督された学生グループ ( 監督教師を含める )
- (3) 教育機関又は大学が入場の為の連絡を取った学部生
- (4) 芸術局が付き添う公式来賓

B.E. 2504年9月28日公布  
教育大臣 M.L. Pin Malakul

---

脚注 \*B.E. 2504 ( 1961 ) 年9月30日付政府官報Vol. 78 No. 77に発表